

高校生自転車通学ルール

令和7年11月4日
昭和薬科大学附属高等学校

第1（目的）

このルールは、学校に自転車通学をする生徒の安全と管理に資することを目的とする。

第2（対象者）

自転車通学ができる生徒は「高校生」とし、第3（義務）を遵守するとともに、第4（登録方法）の手続きを経た者とする。

第3（義務）

自転車通学をする生徒は次の事項を遵守すること。

- （1）別添1「学校周辺における通学自転車の通行について」を確認し、通行禁止エリア等を十分理解した上で安全な通学経路を確保すること。
- （2）交通ルールを守り、安全運転に心がけること。
（2人乗り・並進・スピード超過・無灯火・斜め横断等の危険運転をしない）
- （3）自転車通学する生徒は安全性の認められるヘルメットを着用すること。
- （4）雨天時は雨合羽を着用すること。
（傘差し運転厳禁）
- （5）自転車の改造を行わないこと（ハンドル・荷台等）。
- （6）自転車の防犯登録を行い、駐輪する場合は必ず鍵をかけること。
- （7）定期的に自転車の点検を行うこと。
（ブレーキ・タイヤ(空気圧)・サドル・ハンドル・ライト・反射鏡・ベル等)
- （8）自転車保険（個人賠償責任保険）へ加入すること。
- （9）万一、通学中に事故にあった場合はただちに警察・保護者・学校に連絡すること。

第4（登録方法）

自転車通学を希望する生徒は、毎年学年毎に学校が指定するフォームに登録手続きを行うこと。

第5（違反）

このルールに定める事項の他、交通ルールやマナーが守れず違反を繰り返す場合は自転車通学を停止または取消す場合がある。

第6（試行期間）

令和7年度を自転車通学の試行期間とし、運用を次のとおりとする。

- （1）学校への自転車乗り入れは禁止とする。
- （2）自転車通学は登校日に限るものとする。なお、登校日とは平日及び土曜授業日または長期休業中の講座期間とし、休校日は含まないものとする。
- （3）自転車通学可能範囲は、原則、

「自宅からゆいレール駅付近の駐輪場」 または

「シェアサイクルの利用によるステーション区間」 とする。

ただし、「自宅から事前に駐輪の許可を得た親族や知人宅または私有地までの区間」における自転車通学を妨げるものとはしない。

また、生徒の安全性を考慮し、学校周辺の通行禁止エリアを別添1のとおりとする。（第3（義務）（1）再掲）

以上



【備考】
※ の内側エリアは通行禁止
※ の線上は通行可能
※国道330号線も通行可能